

令和3年度第1回大船渡市スポーツ推進審議会

日時：令和3年10月28日(木) 午前10時

会場：大船渡市民文化会館 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

第1号 大船渡市スポーツ推進計画の評価・検証について 【資料1、2】

4 そ の 他

5 閉 会

大船渡市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：委嘱の日から令和4年3月31日まで

氏名	団体・役職	委嘱区分
田中正芳	一般財団法人大船渡市体育協会副会長	学識経験者
谷山誠志	大船渡市スポーツ少年団本部長	学識経験者
東芳江	大船渡市スポーツ推進委員協議会副会長	学識経験者
伊勢良行	大船渡商工会議所議員	関係機関の職員
新沼良治	大船渡市地区公民館連絡協議会副会長	市教育機関の職員
渡邊千鶴	スポーツ施設等利用者	学識経験者
熊谷侑希	スポーツ施設等利用者	学識経験者
中村和司	岩手県スポーツウエルネス吹矢 大船渡リアス支部長	公募
吉田勝	大船渡市野球協会副会長	公募
小石敦子	末崎小学校長	市教育機関の職員

大船渡市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、大船渡市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、協働まちづくり部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にスポーツ基本法による改正前のスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第4項の規定により任命されている大船渡市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例による改正後の大船渡市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により審議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、新条例第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（令和2年3月19日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

大船渡市スポーツ推進計画の進捗状況の評価・検証について

令和元年度に策定した「大船渡市スポーツ推進計画」については、毎年度、大船渡市スポーツ推進審議会において、各種施策・事業の実施状況や効果、数値目標の達成度などについて評価・検証を行いながら、より実効性のある施策・事業の実施を図ることとしている。

令和2年度までの施策・事業に対する評価・検証について、次のとおり進めることとする。

1 評価の対象

大船渡市スポーツ推進計画に掲げた基本方針における基本施策及び主な事業

2 評価の時期

原則として、前年度末までの実績を踏まえ、評価する。

ただし、令和元年度評価については、計画が令和2年2月に策定されたため、令和2年度評価と一体で行う。

3 評価の観点

基本方針ごとに、達成目標に係る指標の実績値の推移や基本施策を構成する主な事業の成果などを踏まえて、その達成状況を明らかにするとともに、それぞれの課題や今後の方向性について整理する。

4 評価方法

別添「大船渡市スポーツ推進計画施策・事業評価シート」に基づき、大船渡市スポーツ推進審議会に対し評価等を求めることとする。評価に当たっては、進捗度（進捗状況）を「A」～「D」の4段階[※]で総合的に評価し、意見等を求める。

評価確定後においては、評価結果（評価シート）を市ホームページなどで公表する。

※ 4段階評価の考え方等は、次のとおり。

評価	考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> 実績値が目標値の90%以上 施策・事業が順調に進捗しており、目標を上回る成果が得られている。
B	<ul style="list-style-type: none"> 実績値が目標値の70%以上90%未満 施策・事業が着実に進捗しており、概ね目標どおりの成果が得られている。
C	<ul style="list-style-type: none"> 実績値が目標値の50%以上70%未満 施策・事業の実施上、課題等が確認されており、目標とする成果が得られない。
D	<ul style="list-style-type: none"> 実績値が目標値の50%未満 施策・事業の実施に支障をきたしており、成果を得るのが困難な状況にある。